

保育所等の臨時休園等に伴うベビーシッター利用支援事業にかかる 交通費補助金について(ご案内)

武蔵野市では、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休園等した際のベビーシッター利用料の一部を助成していますが、当該事業の利用者に対し、ベビーシッターが利用者宅まで通うための交通費について別途補助を行います。

<補助金の対象となる経費>

保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用支援事業の利用に伴い、ベビーシッターが利用者の居宅まで通う際にかかった交通費として、利用者が事業者から請求を受けたもの。

※ベビーシッター利用支援事業の対象外である保育所等への送迎、家事サービス等の利用に伴って発生したものは対象外です。

※交通費は一旦、認定事業者にお支払いいただき、後日、市から利用者へ補助を行います(申請手続きが必要です)。

<補助金額>

児童一人当たり月額 20,000 円を上限に補助を行います。

<補助対象期間>

令和4年4月1日から当面の間

<必要書類>

- (1) 交付申請書兼請求書
- (2) ベビーシッター事業者が発行した交通費等の領収証原本(ベビーシッターが利用者の居宅まで通うために要した費用が確認できるもの)

<補助金交付時期>

利用対象月	受付締切日	交付時期
令和4年4月～6月分	令和4年7月29日(金)	令和4年8月
令和4年7月～9月分	令和4年10月31日(月)	令和4年11月
令和4年10月～12月分	令和5年1月31日(火)	令和5年2月
令和5年1月～3月分	令和5年4月28日(木)	令和5年5月

※領収証の発行情形等により期限に間に合わない場合は、子ども育成課までご相談ください。

<提出先>

直接又は郵送で、武蔵野市子ども家庭部子ども育成課まで

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

午前8時30分から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日は閉庁

【お問い合わせ先】 武蔵野市子ども家庭部子ども育成課 電話0422(60)1854